

「モデル小説」からみる
プライヴァシーの近代

日比嘉高

第3回

「モデル小説」の現在

——柳美里「石に泳ぐ魚」裁判 2——

「問題はあなたが仔猫だと思って贈った中身が
わたしにとっては虎の仔だということだ。」

——原告女性の手紙より

1 「石に泳ぐ魚」裁判の争点

1・1 モデル女性の訴え

【資料1】 東京地裁判決文による「原告の主張」

プライヴァシー侵害……原告女性の経歴、腫瘍の描写、来日の経緯、受験の過程
名誉毀損……父親の逮捕歴、受験の選考過程、新興宗教についての仮構
名誉感情の侵害……腫瘍にかかわる描写を中心とする里花の表象

1・2 被告側（柳美里・新潮社）の裁判における反論

- モデルに対する関心は低く、また原告が無名であるため同定可能性も低い
- 純文学小説は虚構性をもつ
- 腫瘍は秘匿性を欠くためプライバシー侵害とならない
- 里花の描写は小説の主題（「困難に満ちた〈生〉をいかに生き抜くか」第一審判決文による）にもとづくものであり、里花への「生の讃歌」である
- 表現の自由は、その表現が社会の正当な関心事であり適当な内容・方法によってなされた場合には優越的に保護されるべきである

1・3 作者の論理——柳美里「書くことのエチカ」

【資料2】 柳美里「表現のエチカ」『新潮』一九九五年二月、引用は文庫版

↓ 作者側から見た、作品の意図、表現のねらい、登場人物の造形の仕方、文学と法の関係、有るべき文学の形などを論じたもの。このエッセイそのものも訴えの対象となっている。

1・4 「容貌障害」という視座

【資料3】 『朝日新聞』二〇〇四年二月一六日、「ひと」欄

【資料4】 『東京新聞』二〇〇二年一〇月二四日、夕刊 「文化」欄

2 「石に泳ぐ魚」の表現を分析する

課題1

「石に泳ぐ魚」雑誌初出（【資料5】）と文庫本107-109頁を比較し、初出形の特徴を指摘せよ。

課題2

この箇所が戯曲形式になっていることの効果や意味を考察せよ。

3 モデル小説をめぐる意識の変化

3・1 弱くなる、文学

「創作上の配慮をすることなく、小説の公表によって他人の尊厳を傷つけることになれば、その小説の公表は、芸術の名によっても容認されないのである。」（東京高裁の判決）

■引用1 ■ 最高裁判決についての原告女性弁護士梓澤和幸氏のコメント（『週刊金曜日』第一〇巻第三九号、二〇〇二年一〇月一日、27頁）

「文学表現の危機などとする言説がある。しかし、モデルの了解もないまま、小説の登場人物と現実の人間の特徴を一致させて私事を暴くことが問題とされているのだ。この小説は「人格を全て否定された」（判決）、と感じさせるほど人を傷つけた。こんな加害が作家の特権としてまかり通る時代ではない。」

■引用2 ■ 『石に泳ぐ魚』出版差し止め判決に文学者 見解大きく分かれる』『朝日新聞』二〇〇一年二月、朝刊

「物語は極端にものを描こうとするあまり、今回のケースのようになりやすい。その危険性に対し、作家が無防備だったのではないか。私小説はもとより、モデル問題をはらんでいる。社会における『芸術』の意義が変化している以上、その歴史性に鈍感であってはいけない」（渡辺直己）

■引用3 ■ 上條晴史「柳美里『石に泳ぐ魚』の高裁判決に寄せて」『新日本文学』二〇〇一年一〇月

「書いたものが勝ちというような、一方的な関係を、描き手とモデルの間に認めてきた日本の「文学」信仰が、もはや通じなくなってきたことは確かだろう。たぶん文学カルトでなければ、判決文を読んでも何も問題は感じないはずだ。」

3・2 法の場合における読者論と文学論の変化

「石に泳ぐ魚」の裁判は、読者論に関して「宴のあと」と比べ、より突っ込んだ判断を行った。「不特定多数」の読者が登場人物のモデルを同定できるかどうか、両者で異なっているため。

「宴のあと」 両者とも有名入 三島由紀夫と有田八郎

「石に泳ぐ魚」 一方は「芸大の一女子大学院生に過ぎない」（東京地裁の判決理由）

▼ 被告（柳美里と新潮社）の主張

- 同定できる読者は一部である。
- しかも「純文学」の読者は単純に同一視しないということを主張した。

▼ これに対する裁判所の判断（今回は高裁のみ）は次の通りだった。

■引用4 ■ 読者についての東京高裁の判断1

（六）予備知識の有無と表現の公然性について

「…」しかし、表現の対象となったある事実を知らない者には当該表現から誰を指すのか不明であっても、その

事実を知る者が多数おり、その者らにとって、当該表現が誰を指すのかが明らかであれば、それで公然性の要件は充足されている。それに、本件のように小説によるプライバシーの侵害が問題となる場合、小説の読者でなくとも、ある者が小説のモデルとされたこと自体が伝播し、その被害が拡大していくことは見やすい道理である。「…」したがって、ある者のプライバシーに係る事実が不特定多数の者が知り得る状態に置かれれば、それで公然性の要件は満たされる。「…」

■引用5 ■読者についての東京高裁の判断2

(七) 純文学作品としての読まれ方について

「…」小説の読者にとって、実在の人物の行動・性格がどのようなものであるかは必ずしも明らかではないから、むしろ、描かれているシチュエーションが実在の人物に係るシチュエーションと同一と認識され、かつ、小説中の人物にモデルとされた実在の人物の属性が多く与えられていると、現実とは客観的に異なる行動・性格も、現実と同様又はこれに近いものと誤解されてしまう可能性がある。それを一部の読者が誤った読み方をしたためであるということはできない。

■引用6 ■「純文学」についての東京高裁の判断

(七) 純文学作品としての読まれ方について

「…」もちろん、小説が実在の人物をモデルとして創作されることを否定することはできない。現に実在の人物をモデルとする小説は多い。そして、小説が現実に依拠して作成されたとしても、それはあくまでも虚構の世界に属するものであるということが出来る。「…」現実に題材を求めた場合も、これを小説的表現に昇華させる過程において、現実との切断を図り、他者に対する視点から名誉やプライバシーを損なわない表現の方法をとることができないはずはない。このような創作上の配慮することなく、小説の公表によって他人の尊厳を傷つけることになれば、その小説の公表は、芸術の名によっても容認されないのである。他者の実生活は、文学作品の形成のためであっても、犠牲に供されてはならないのである。

この論理で行くと、すべてのモデル小説は、訴えられた場合勝訴の見込みがほとんどない。

↓ なぜこうした風潮になったのか? —— (次週)

左の判決文中「」内および傍線は日比の注記

東京地裁 判決文 (抜粋)

二 原告の主張

1 本件小説のモデル小説性(「朴里花」と原告との同定の可能性)

〔…〕

2 本件小説による原告のプライバシーの侵害

(一) 前記1のとおり、本件小説の読者は「朴里花」と原告とを容易に同定し得るところ、前記エ記載の原告の属性及び原告と被告柳の交友の経過のうち、(二)に掲げる本件小説の記載に対応する事実は、原告が公表を望まない個人情報であり、これらが掲載された本件小説を發表することは、原告のプライバシーを侵害する。

なお、原告が顔面の側部に腫瘍を有することは、外貌に関する事実であるが、これを小説中に記述して、その小説を發表することはプライバシーの侵害に当たるとは、

(二) 本件小説中の原告のプライバシーを侵害する部分は以下のとおりである。(以下の引用については、本件小説中の改行は(2)を除き省略する。)

(1) 「経歴に関する部分」 (本件小説三五頁上段二三行目から同頁下段一七行目まで)

(2) 「腫瘍の描写」 (本件小説五二頁下段六行目から同五三頁上段一六行目まで)

(3) 「来日の経緯」 (本件小説五三頁下段八行目から同一五行目まで)

(4) 「受験の経緯」 (本件小説七二頁上段一六行目から同頁下段一四行目まで)

〔以下(19)まですべて「受験の経緯」に関する箇所である〕

3 本件小説による原告の名誉毀損

(一) 前記1のとおり、本件小説の読者は「朴里花」と原告とを容易に同定し得る。また、本件小説においては、資料・取材等に基づく素材事実と被告柳が創作した虚構事実とが渾然一体となつて区別できない形で記述されているため、本件小説の読者をして、「朴里花」について記載された虚構事実があたかも原告について現実に存在する事実であるかのように誤解させる。したがって、本件小説中の「朴里花」の社会的評価を低下させる性質の事実の記載は、原告の社会的評価を低下させる。

(二) 被告柳は、本件小説中に、「朴里花」について、以下のような父親の逮捕・服役歴についての事実(1)及び芸大の合格者選考の過程で不正な選考がなされたかのような印象を与える事実(2)ないし(5)を記載するとともに、原告が新興宗教に入信して「梁秀香」に金を無心したかの如き虚偽の事実(本件小説一一三頁上段七行目から同一一四頁終わりまで)を記載した。このような事実が記載された本件小説を發表することは原告の名誉を毀損する。

〔…〕

4 本件小説による原告の名誉感情の侵害

(一) 前記1のとおり、本件小説の読者は「朴里花」と原告とを容易に同定し得る。かかる場合、「朴里花」に対する侮辱的な表現は原告の名誉感情を侵害する。

(二) 本件小説中には、次のような侮辱的な表現が記載されている。

(1) 「私は里花を凝視した。里花の顔にへばりついている異様な生き物がさらに膨張するのではないかという恐怖を振り払おうとした。」(本件小説二四頁上段二二行目から同二四行目まで)

(2) 「秀香は里花の顔に貼りついていて不気味な悲劇の仮面を視凝める。」(本件小説五二頁下段二二行目から同一三行目まで)

(3) 「……顔の左側に大きな腫瘍ができていて……だから鼻も唇も右にひん曲がってる。」(本件小説五三頁上段四行目から同五行目まで)

(4) 「勃起する陽根を思わせる腫瘍は脈打ちながらみる怒張していく。」(本件小説五三頁下段三行目から同四行目まで)

(5) 「脹れあがった皮膚の下で複雑に絡まりあい、瘤の中に固まっている静脈や動脈の一本一本まで透けて見える。」(本件小説五三頁下段一八行目から同二〇行目まで)

(6) 「里花が唇を開く度に口の中にある氷柱のような腫瘍が動き出す。」(本件小説五四頁上段七行目から同八行目まで)

(7) 「その蛭蟪がぶら下がっているみたいな口でびちゃびちゃ食べてるのをみる度に鳥肌が立つんだよね。ほんとに気色悪くて、私いつもグエツと吐き気がしてるんだけどわからなかった？」(本件小説五四頁下段六行目から同九行目まで)

(8) 「あんたの顔って太った蛆虫みたい。口は、そうだな、蛸の吸盤ってとこか。それにしてもカラフルな痣だね。ナス色、緑色、真つ黄色。お母さんのお腹の中で誰かに顔を殴り飛ばされたんじゃないの。水死体みたい、そう水死体そっくり。海草や海月や小魚に食い潰された水死体の顔ってきつとそんな風だよ。鱗のような固い藤壺にびっしり覆われて……。」(本件小説五四頁下段一二行目から同一九行目まで)

(9) 「電話を切ると、岩陰に潜む沈む魚のような里花の顔が脳裏に翻った。」(本件小説六八頁上段一行目から同一七行目まで)

(10) 「私は吸盤のように蠢いてみる里花の唇から眼を逸らし」(本件小説六九頁上段四行目から同五行目まで)

(11) 「顔がすっぽり隠れる大きな紙袋をかぶった里花が前へのめるような様子で近づいてくる。左右の眼のところに小さな穴が開いている。」(本件小説九一頁下段二行目から同五行目まで)

(12) 「試験官たちは、齧られた花弁であり、壊れたバイオリンであり、墮ちた鳥あるいは飛翔した魚である彼女を目の親りにした時、揺れない審査ができるのだろうか。」(本件小説七五頁下段二三行目から同七六頁上段二行目まで)

(13) 『だからよ、だから』唇がめくれ、舌がぺろりとはみだすように出た。」(本件小説一〇六頁上段九行目から同一〇行目まで)

(14) 「わたしにとつてあなたは魔除けなの」(本件小説一一三頁下段二二行目)

先週の課題の回答メモ

(学生のコメントに付き、掲載せず)